

一般競争入札の実施に係る入札参加申請について

下記により、一般競争入札を実施しますので、入札参加希望者は必要書類を提出してください。

令和7年5月16日

精華町長 杉浦 正省

記

1. 概要

- (1) 件 名 精華町人権センター施設警備業務委託
- (2) 履 行 場 所 精華町人権センター（交流会館・児童館）
京都府相楽郡精華町大字祝園小字佃5番地及び6番地1
- (3) 内 容 「仕様書」のとおり
- (4) 履 行 期 間 令和7年7月1日から令和12年6月30日まで
- (5) 発注担当課 住民部 人権啓発課
- (6) 入 札 方 法 紙入札

2. 入札参加資格要件等

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 精華町物品役務入札参加資格審査申請が提出され、受理されていること。
- ウ 本一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から入札執行の日までの期間に、精華町又は京都府の指名停止措置を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- カ 本公告に示した委託業務の仕様等を満たす業務を行うことができると認めら

れる者であること。

キ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3. 本契約締結の要件

落札者が入札執行日から契約締結日までの期間において、精華町又は京都府の指名停止措置を受けた場合、又は落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取り消すものとする。

4. 入札参加申請書等の作成及び提出等

(1) 入札参加申請書等の入手方法

精華町ホームページからダウンロード、若しくは下記により交付します。

ア 交付期間 令和7年5月16日（金）から令和7年5月23日（金）まで
（午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までは除く。また、最終日は午後4時まで。）

イ 交付場所 精華町人権センター

ウ 入手費用 無料

(2) 入札参加申請書等の作成

前記所定様式により入札参加希望者が作成すること。作成説明会は実施しない。

(3) 入札参加申請書等の受付

ア. 受付日 令和7年5月26日（月）から27日（火）の2日間
（正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後4時まで。）

イ. 受付場所 精華町人権センター

ウ. 提出書類 ①一般競争入札参加申請書
②入札参加申請書受付票兼受付確認票
③令和7・8年度物品役務競争入札参加資格審査申請の受付票の写し

エ. 提出部数 1部

オ. その他 入札参加申請書等は持参するものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。

5. 入札の方法及び入札を執行する場所、日時等

(1) 入札方法

本委託業務の入札参加者出席のもとで、入札書の提出により執行する。

(2) 入札日時予定

令和7年6月10日（火） 午後2時00分より

（3）入札場所

精華町役場 3階 入札室

（4）入札条件

- ア．入札保証金 免除
- イ．契約保証金 免除
- ウ．最低制限価格 無
- エ．入札及び契約等の事務取扱については、本町契約規則及び法令その他定めるところにより行う。
- オ．入札の辞退 入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに書面により精華町人権センターへ届けること。
- カ．入札会への参加 入札会への入場は1業者1名とし、出席者名簿と同じ番号の座席に着席すること。なお、代理人による入札は、委任状を提出すること。
- キ．内訳書の提出 落札者については、入札金額の積算根拠を明確にするため入札執行後に内訳書を提出すること。
- ク．関係法令等の遵守 本契約の履行に際し関係法令及び契約書を遵守すること。状況により調査表の提出を求めることがある。
- ケ．入札書は、指定する様式を使用すること。
- コ．質問等については、入札公告時に交付した質問書により期限内に提出すること。

（1）提出期限：令和7年6月4日（水）午前11時30分まで

受付は提出期限までの平日の午後9時から午後5時まで（正午から午後1時は除く。）とする。直接持参すること。

（2）提出場所：精華町人権センター

（3）質問回答日：令和7年6月6日（金）午後1時以降に、町ホームページに掲載する。

（5）入札の無効及び失格に関する事項

- ア．入札に参加する資格のない者。
- イ．同一にして、同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む）をした者。
- ウ．入札に関し、連合等の不正行為をなした者。
- エ．金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱もしくは指定した様式以外の入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者。
- オ．入札執行後に内訳書の提出を求めた場合において、有効な内訳書の提出が

無かった者。

カ．入札関係職員の指示に従わない者等、入札場の秩序を乱した者。

キ．その他、入札条件に違反した者。

ク．最低制限価格の設定がある場合は、最低制限価格未満の価格で入札した者。

6．その他

- (1) 仕様書については、公告の日から精華町ホームページまたは精華町人権センターにて閲覧できる。
- (2) 入札参加申請書等の提出は、直ちに入札参加資格を有するものではない。
- (3) 入札参加申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該の入札参加資格業者としないとともに、精華町の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 入札参加資格の適否を確認し、入札参加資格を満たさない業者への通知は、書面にて非適合通知を送付する。
- (7) 入札参加者が1社のみの場合は、入札を中止する。

<問い合わせ先>

人権啓発課 精華町人権センター (TEL 0774-94-3696)